

議案第17号

墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和元年6月21日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例

墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例（平成27年墨田区条例第23号）の  
一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」  
に改め、同条第1号中「別表第1に定める額」を「0円」に改め、同条第2号中「支  
給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「別表第2」を「別表第1」に  
改め、同条第3号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「別表  
第3」を「別表第2」に改める。

第4条第1項を削り、同条第2項中「前項の」を「墨田区認定こども園条例（平成  
28年墨田区条例第59号）第1条の規定に基づき設置した」に改め、「扶養義務者」  
の次に「。以下「保護者等」という。」を、「利用者負担額」の次に「（以下「保育  
料」という。）」を加え、同項を同条とする。

第5条中「前条第1項の保護者又は同条第2項の保護者（特定保育所における利用  
にあつては、保護者又は扶養義務者）（以下「保護者等」という。）」を「保護者等」  
に、「同条各項に規定する利用者負担額（以下「保育料」という。）」を「保育料」  
に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 標準時間保育に係る保育料

階 層 区 分	月 額	
	3歳未満児	3歳以上児

A	階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）による里親世帯		0円	0円
B	階層	市町村民税非課税世帯（A階層に該当する世帯を除く。）		0円	0円
C	階層	市町村民税均等割のみ課税世帯（A階層に該当する世帯を除く。）		3,700円	0円
D 階層	第1階層	市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯（A階層からC階層までに該当する世帯を除く。）	5,000円未満	4,000円	0円
	第2階層		5,000円以上 10,000円未満	4,800円	0円
	第3階層		10,000円以上 23,200円未満	9,400円	0円
	第4階層		23,200円以上 36,400円未満	11,400円	0円
	第5階層		36,400円以上 48,600円未満	12,700円	0円
	第6階層		48,600円以上 72,800円未満	19,900円	0円
	第7階層		72,800円以上 97,000円未満	24,300円	0円
	第8階層		97,000円以上 115,000円未満	27,700円	0円
	第9階層		115,000円以上 133,000円未満	30,200円	0円
	第10階層		133,000円以上 151,000円未満	32,500円	0円
	第11階層		151,000円以上 169,000円未満	34,900円	0円
	第12階層		169,000円以上 185,500円未満	37,900円	0円
	第13階層		185,500円以上 202,000円未満	40,000円	0円
	第14階層		202,000円以上 218,500円未満	41,800円	0円
	第15階層		218,500円以上 235,000円未満	43,900円	0円

第16階層	235,000円以上 251,500円未満	46,600円	0円
第17階層	251,500円以上 268,000円未満	48,400円	0円
第18階層	268,000円以上 284,500円未満	50,000円	0円
第19階層	284,500円以上 301,000円未満	51,800円	0円
第20階層	301,000円以上 349,000円未満	56,800円	0円
第21階層	349,000円以上 397,000円未満	63,400円	0円
第22階層	397,000円以上 443,600円未満	69,200円	0円
第23階層	443,600円以上	73,800円	0円

備考

- この表の適用に係る小学校就学前子どもの年齢は、年度の初日の前日における小学校就学前子どもの年齢によるものとする。
- この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、所得割の額の計算においては、規則で定める法令の規定を適用しないで計算した額とする。
- 世帯の階層区分を区が保有する情報又は証明書等により確認することができない場合にあつては、D階層第23階層の区分に該当する世帯とみなしてこの表を適用する。
- 4月から8月までの月分の利用者負担額にあつては前年度分の市町村民税の課税状況に基づき、9月から翌年3月までの月分の利用者負担額にあつては当該年度分の市町村民税の課税状況に基づき算定するものとする。
- この表の規定にかかわらず、規則で定める教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、同表に掲げる額を限度として規則で定める額とする。

別表第2 短時間保育に係る保育料

階 層 区 分				月 額	
				3歳未満児	3歳以上児
A	階 層	生活保護法による被保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯又は児童福祉法による里親世帯		0円	0円
B	階 層	市町村民税非課税世帯（A階層に該当する世帯を除く。）		0円	0円
C	階 層	市町村民税均等割のみ課税世帯（A階層に該当する世帯を除く。）		3,100円	0円
D 階 層	第1階層	市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯（A階層からC階層までに該当する世帯を除く。）	5,000円未満	3,400円	0円
	第2階層		5,000円以上 10,000円未満	4,000円	0円
	第3階層		10,000円以上 23,200円未満	7,900円	0円
	第4階層		23,200円以上 36,400円未満	9,500円	0円
	第5階層		36,400円以上 48,600円未満	10,600円	0円
	第6階層		48,600円以上 72,800円未満	16,600円	0円
	第7階層		72,800円以上 97,000円未満	20,300円	0円
	第8階層		97,000円以上 115,000円未満	23,100円	0円
	第9階層		115,000円以上 133,000円未満	25,200円	0円
	第10階層		133,000円以上 151,000円未満	27,100円	0円
	第11階層		151,000円以上 169,000円未満	29,100円	0円
	第12階層		169,000円以上 185,500円未満	31,600円	0円
	第13階層		185,500円以上 202,000円未満	33,400円	0円
	第14階層		202,000円以上 218,500円未満	34,900円	0円
	第15階層		218,500円以上 235,000円未満	36,600円	0円

第16階層	235,000円以上 251,500円未満	38,900円	0円
第17階層	251,500円以上 268,000円未満	40,400円	0円
第18階層	268,000円以上 284,500円未満	41,700円	0円
第19階層	284,500円以上 301,000円未満	43,200円	0円
第20階層	301,000円以上 349,000円未満	47,400円	0円
第21階層	349,000円以上 397,000円未満	52,900円	0円
第22階層	397,000円以上 443,600円未満	57,700円	0円
第23階層	443,600円以上	61,500円	0円

備考 別表第1備考の規定は、この表において準用する。

別表第3を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第3条、別表第1及び別表第2の規定は、令和元年10月以後の月分の利用者負担額から適用し、同年9月以前の月分の利用者負担額については、なお従前の例による。

(墨田区特別保育の利用に関する条例の一部改正)

- 3 墨田区特別保育の利用に関する条例（平成15年墨田区条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考2中「別表第2」を「別表第1」に改める。

(提案理由)

子ども・子育て支援法等の一部改正により幼児教育・保育が無償化されることに伴い、保育所等を利用する3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの一部の子

どもの保護者等に係る利用者負担額を無償とするほか、所要の改正をする必要がある。